

グループホーム 湖水苑

重要事項説明書

- 1 事業者等
- 2 事業の理念と目標
- 3 施設の概要
- 4 職員構成
- 5 介護保険給付サービスの内容
- 6 サービスの利用方法
- 7 介護保険給付外サービスの利用料金と支払方法
- 8 協力医療機関
- 9 身体的拘束の廃止
- 10 緊急時の対応
- 11 当苑ご利用にあたっての留意事項
- 12 苦情・相談の受付
- 13 守秘義務に関する対策
- 14 利用者の尊厳
- 15 個人情報に関する同意書
- 16 成年後見人制度の利用について
- 17 記録類の開示について
- 18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1 事業者等

事業者	名称	社会福祉法人 壽光会
	所在地	島根県出雲市湖陵町差海 318-1
	代表者名	石川 佳照
	電話番号	(0853)-43-8955
ご利用施設	名称	グループホーム 湖水苑
	代表者名	佐々木 政俊
	電話番号	(0853)-43-0032
	事業者指定番号	島根県 3290400690 号
	開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日
	利用定数	27 人
ご利用施設にあわせて 実施する事業	名称	特別養護老人ホーム 湖水苑
	代表者名	遠藤 洋平
	電話番号	(0853)-43-8955
	事業者指定番号	島根県 3271690061 号
	開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日
	利用定数	80 人

2 事業の理念と目標

運営理念	人として共に幸せに安心して生きるため、私たちはここにいます。
運営方針	<p>(1) ご利用者の思いに寄り添い、自己決定を尊重し、残されたお力を最大限に活かして、よりご自分らしい生活が、出来る限りご自分で営めることが出来るように支援します。</p> <p>(2) 家庭的な環境の中でご利用者 27 名とご家族、職員とのなじみの人間関係の中で、ともに寄り添い支えあいながらの毎日が送られように支援します。</p> <p>(3) ご家族との関わりを深め、ご利用者とのより良い関係が築かれ、職員や地域も含め一つのチームとしてケアが展開できるように支援します。</p> <p>(4) 地域とのつながりを大切にし、少しでも多くの地域住民の方に足を運んで頂けるように努めます。また積極的に地域行事に参加し、ご利用者とご家族自身にも地域参加の実感を持って頂けるように支援します。</p> <p>(5) 職員は常に研鑽を積み、利用者の生活の質の向上及び権利擁護に努めます。</p> <p>(6) 提供する地域密着型サービスの自己評価を行うとともに定期的な外部評価を受けて、それらの結果を公表し常に改善を図ります。</p>

3 施設の概要

建 物	構 造	木造平屋建 3 棟
	床面積	826.88 m ²
	利用定員	27 名

のぞみユニット

部屋の種類	室数	面積	一人あたりの面積
居 室	9 室	108.36 m ²	12.04 m ²
食堂兼ホール (交流ホール)	1	52.38 m ²	
浴 室	1	6.240 m ²	
便 所	2	2.940 m ²	

和ユニット・畔ユニット

部屋の種類	室数	面積	一人あたりの面積
居 室	18 室	216.00 m ²	12.00 m ²
食堂兼ホール	2	117.00 m ²	
浴 室	2	7.28 m ²	
便 所	4	20.00 m ²	

4 職員構成

	管理者 兼 計画作成 担当者	介護職員	合 計
常 勤	1	12	13
非常勤	0	11	11
合計	1	23	24

5 介護保険給付サービスの内容

- ・ 特に日課を設けず、目安とする時間の中でそれぞれのご利用者の残されたお力を活かしながら、お1人おひとりの生活様式及び生活習慣に沿って日常生活援助を行ないます。
- ・ 27人のご利用者のご家族、そして職員とでなじみの人間関係を大切にしながら、ケアプランに沿ったサービスが提供出来るように努めます。

(1) 食事

- ・ 併設事業所の管理栄養士が、ご利用者の体調や嗜好、季節や行事等に配慮した献立をご用意します。
(ただし、食費は介護保険給付対象外ですので、全額自己負担となります。)
- ・ 朝食、昼食、夕食は併設事業所の厨房にて調理を行い、盛り付け・配膳・片付け等の役割分担をご利用者の皆さんと協力して行ないます。(グループホームの主旨からご利用者の状況に応じて調理から行う場合もあります)
- ・ 食事はご利用者お一人ずつのペースを尊重し、ゆったりとくつろいだ空間にて、時間にゆとりを持って摂って頂きます。

(2) 排せつ

- ・ ご利用者毎に応じた必要な介助を、その方が必要な時に行うことが出来るように努めます。また、プライバシーの保護については最大限配慮して行います。
- ・ 排せつ用品の使用については、その方の状況に応じて使用し、ご家族の持参、若しくはこちらでご用意した上で自己負担とさせていただきます。

(3) 入浴

- ・ ご利用者の希望を尊重した上で、週2回以上入浴して頂きます。又、ご希望や必要に応じて全身清拭を行います。

(4) 身だしなみ等介助

- ・ 朝夕の着替えがされるように援助します。
- ・ 衣類の洗濯は職員とご利用者とで協力して行います。こちらで洗濯出来ないものに関しましては自己負担で業者によるクリーニングをご利用して頂きます。
- ・ シーツ交換は1週に1回を一応の目安に行いますが、状況に応じ臨機応変に対応します。
- ・ 起床時や食後の洗面、歯磨き等が必ず行われるように支援します。(口腔内衛生の確保に努めます。)
- ・ 美容は希望に応じ、移動理美容車にて苑内で行う場合と、ご家族の協力を得て地域の美容院に出かけて行う場合があります。費用はどちらも自己負担です。

(5) 趣味、教養娯楽の推進

- ・ それぞれのご利用者のこれまでの暮らしから、趣味や役割等の楽しみや生きがいを理解し、ご利用者を中心としてそれらが実現出来るように支援します。

(6) 外出・外泊について

- ・ ご利用者、ご家族と相談の上、出来る限り希望に沿えるように努めます。

(7)ご家族との交流について

- ・ ご家族との交流機会を少しでも多く持てるように支援します。
- ・ ご家族もグループホームの一員として捉え、互いに協力し合いケアを展開し、一緒になってグループホームの運営が出来るように努めます。

(8)健康管理について

- ・ かかりつけ医の協力を得て、疾病予防及び早期治療を行い、適切な健康管理が受けられるように万全を期します。
- ・ 入所時の身体状況を把握するために、必要に応じて血液検査等の検査を行うことがあります。
- ・ 特別な事情が無い限り、ご利用者皆さんにインフルエンザの予防接種、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を受けて頂きます。またインフルエンザの予防接種代は自己負担とします。
- ・ 通院は原則としてご家族対応をお願いします。
- ・ 緊急時にはかかりつけ医、或いは協力医療機関と連携を図り、責任をもってご家族に引き継ぎが行えるように努めます。

6 サービスの利用方法

①サービスの利用開始

予め、所定の申込書による申込みをお受けします。

その後、申込み者の了解を得て、入所判定のための事前調査を行います。

調査においては、現入所、入院先や、ご家庭に訪問し、ご利用者の心身の状況や普段の暮らし方について調査させていただくとともに、主治医、担当介護支援専門員等にも情報提供を求め、各々調査結果を元に当苑入所判定会議において入所が決定します。

②サービスの終了

i. ご利用者のご都合でサービスを終了される場合

事前に当苑管理者までお申し出くだされば、いつでも解約できます。その際、解約料はいただきません。

ii. 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了一ヶ月までに文書で通知するとともに、他地域の認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介させていただきます。

iii. 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了させていただきます。

- ・ ご利用者が医療機関や介護保険施設に入院、入所した場合。入院においては退院を想定した際に心身の問題でグループホームでの共同生活が送れない可能性が高い場合、それ相当の入院として中長期間の入院が見込まれる場合、若しくは 3 ヶ月を経過した場合にはサービスは自動的に終了されます。
- ・ 要介護認定区分が非該当(自立)、または要支援1と認定された場合
- ・ ご利用者が亡くなられた場合

iv. その他

ご利用者やご家族などが当苑に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

7 介護保険給付外サービス利用料金と支払方法(1)

① 利用料金 **別紙1**のとおり

② 利用料金のお支払方法

1ヶ月毎に計算し(末日締め)、翌日の10日に請求書をお送りしますので、到着月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(なお、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 口座引き落としによる支払方法

- * 山陰合同銀行 → 請求書到着月の22日
- * いずも農業協同組合 → 請求書到着月の26日
- * 島根中央信用金庫 → 請求書到着月の26日
- * ゆうちょ銀行 → 請求書到着月の26日

② 金融機関窓口から当苑口座宛の振込みによる支払方法

振込先

- * 山陰合同銀行 出雲支店 普通預金 3968999
- * 山陰合同銀行 江南出張所 普通預金 2178464
 - ・ 名義人 湖水苑 理事長 石川 佳照
- * いずも農業共同組合湖陵支店 普通預金 4087028
 - ・ 名義人 湖水苑 理事長 石川 佳照
- * 島根中央信用金庫 出雲西支店 普通預金 0039893
 - ・ 名義人 社会福祉法人壽光会 理事長 石川 佳照
- * ゆうちょ銀行 一三九店 当座預金 0062770
 - ・ 名義人 フク)ジユコウカイ

③ 当苑、事務所窓口での現金でのお支払い

- ・ 土、日、祝日、12月29日～1月3日はご遠慮下さい。

8 協力医療機関

医療を必要とする場合は、入所前のこれまでのかかりつけの医療機関、ならびに医師による往診を基本としますが、ご本人やご家族の希望に応じて、下記の協力医療機関において診療を受けることができます。(ただし、下記の医療機関での優先的な診療を保証するものではありませんし、当該医療機関での診療を義務付けるものでもありません。) **尚、入所時やご利用者の状況変化の際に、かかりつけの医師に対し、事業者から血液検査を依頼させて頂く場合があります。ご了承下さい。**

① 児玉医院	出雲市西神西町 515 0853-43-1365 児玉医院は隣接する特別養護老人ホーム湖水苑の「嘱託医師」です。2週間に1回往診に来られます。またご利用者のご様子に合わせ、速やかに連絡を取り適切な対応をします。
② 県立中央病院	出雲市姫原町4-1-1 0853-22-5111
③ 出雲市民病院	出雲市塩冶町 1536-1 0853-21-2722
④ 田原 歯科医院	出雲市知井宮町1281-2 0853-21-8270

9 身体的拘束の廃止

身体的拘束は、原則として禁止しています。ただし、「緊急やむを得ない場合」に限り、利用者、ご家族の承認を得て、実施することがあります。この場合には、理由や方法等について、十分にご説明し、ご了解を得てから実施します。

10 緊急時の対応

- ・ ご利用者の状態が急変した場合は、直ちに、管理者及び主治医に連絡します。
- ・ 病状によっては、管理者や主治医に連絡を取っている時間的余裕がない場合も想定されます。その場合は、現場の判断で救急車を要請することとします。
- ・ 症状急変時を想定し、全職員が救急蘇生に対応できることを目的に、年に一度、消防署による指導を受けています。
- ・ 生命に関わる初期対応が終わり次第、担当者が家族に連絡をとり、状況を口頭で説明します。
- ・ 場合によっては、重症化から家族への連絡までに一定の時間を要することがある可能性があります、それは人命を最優先するためであることをご理解ください。

11 当苑ご利用にあたっての留意事項

面会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会時間 8:30 ~ 19:00 ・ 食物を持込まれた場合は、必ず職員に申し出て下さい。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出、外泊される場合には、事前に申し出て下さい。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内での喫煙はご遠慮下さい。
ペット類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他のご利用者のご迷惑になる可能性がありますのでご遠慮下さい。
なじみの品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者の方やご家族で使用しておられた、なじみの持ち物に関しては、ご遠慮なくご持参下さい。 ただし、スペースに限りがありますので、その場合は、職員にご相談下さい。

宗教活動や 政治活動	・ 職員や他のご利用者、ご家族に迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動 はご遠慮下さい。
---------------	---

12 相談・苦情受付

当苑に対してご相談や苦情がありましたら、下記の専用窓口で受け付けますのでご遠慮なくお申し出ください。

当苑窓口

全体・サービス料金等に関する相談	管理者 介護支援専門員	佐々木 政俊 佐々木 政俊
食事等に関する相談	管理栄養士	松本 愛

窓口対応時間:平日 9:00 ~ 17:00 電話番号 0853-43-0032(グループホーム直通)

※ 見学等も随時受け付けますので、お気軽にお申し付け下さい。尚、担当者のスケジュールの関係もありますので、事前にお電話にてご確認になられてからお越し下さい。

苦情解決責任者	施設長	遠藤 洋平
---------	-----	-------

また、下記の「苦情相談第三者委員」が2名、各行政の窓口などにも、遠慮なくご相談下さい。

第三者委員

氏名	住所	電話番号
園山 正枝	出雲市湖陵町大池2214-18	0853-43-3620
神谷 哲夫	出雲市松寄下町 117	0853-23-4650

市町村相談窓口

氏名	住所	電話番号
出雲市役所 高齢者福祉課	出雲市今市町 70	0853-21-6972
湖陵行政センター 市民サービス課	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-1215
島根県国保連合会	松江市学園1丁目7番14号	0852-21-2811

13 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保守します。また、職員の退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

14 ご利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

15 個人情報保護に関する同意書

16 成年後見制度の利用

当苑では契約者等の状況に合わせて成年後見制度の利用を推進しており、必要に応じて担当者による支援を行います。

17 記録類の開示について

ご利用者様本人及び契約者等から記録類の開示を求められた際には、当苑の定めた適切な手順に則り応じます。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 6年 1月 16日
実施した評価機関の名称	株式会社 コスモブレイン
評価結果の開示状況	ワムネット http://www.wam.go.jp/

私は本書面に基づいて湖水苑の職員(職名 管理者 氏名 佐々木 政俊 印)

から上記重要事項の説明を 受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 印

＜個人情報保護に関する同意書＞

◎ご利用者の個人情報は、各種法令に基づいた苑内規定を遵守し、下記の目的に利用致します。

1.当苑での利用

- ・ ご利用者がお受けになる介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ ご利用者に関係する管理運営業務
(会計・経理、介護事故の報告、介護サービスの向上、監査)
- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 各研修における事例検討や発表に関する事、但し氏名に関しては匿名化致します
- ・ 苑だより等の写真の掲載、但し掲載については事前に承諾を得ます
- ・ 個別ケアにおけるケアカンファレンス

2.他の事業者等への情報提供

- ・ 入院や受診における病院、診療所、薬局等医療サービスに関しての連携
- ・ 他のサービス事業所からの介護サービス等に関する照会への回答
- ・ ご利用者の介護等にあたり外部の専門家(排泄ケア、介護技術等)の意見・助言を求める場合
- ・ ご利用者のご家族への状況説明
- ・ 介護保険事務(審査支払い機関へのレセプトの提出)
- ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ・ 関係法令に基づく行政機関及び司法機関への提出等
- ・ 介護賠償責任保険などに係る介護に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- ・ 関係法令に基づいて行なう定期健診に係る委託先への情報提供

3.上記以外で個人情報に関する事例が発生した場合には、ご利用者様及び契約者様と都度、相談協議させていただきます合意の上で利用致します。

個人情報利用に関する内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____

別紙1

＜グループホーム湖水苑 利用料金表 1＞

(1 か月 31 日利用された場合)

要介護度	利用料	家賃	食費	水道光熱費	居室電気代	おむつ代	利用料金
支援 2 749 単位	23,219 (749×31)	35,650	48,050	15,500	個別計算	実費	122,419+ 実費
介護 1 753 単位	23,343 (753×31)	35,650	48,050	15,500			122,543+ 実費
介護 2 788 単位	24,428 (788×31)	35,650	48,050	15,500			123,628+ 実費
介護 3 812 単位	25,172 (812×31)	35,650	48,050	15,500			124,372+ 実費
介護 4 828 単位	25,668 (828×31)	35,650	48,050	15,500			124,868+ 実費
介護 5 845 単位	26,195 (845×31)	35,650	48,050	15,500			125,395+ 実費

その他の利用料

実費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費 ・理美容代 ・趣味活動費 ・その他、日常雑費
初期加算	入所された日から起算して 30 日以内の期間について 1 日 30 円いただきます。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員の処遇改善の取り組みをします。	利用料(諸加算含む)×0.178 円
夜勤職員配置減算	3 ユニットに夜勤職員 2 名の場合 -50 円 (夜勤職員配置状況により変動あり)

* 前日までに外出、外泊届けが提出された場合の食事代は食事されなかった分、徴収しません。

(外出、外泊届けが提出されなかった場合、全額徴収します)

* 緊急入院の場合の食事代は入院前に食事された分だけ徴収します。〔朝食 310 円、昼食 620 円、夕食 620 円の内オヤツ代 50 円含む〕

* 月の途中で退所された場合、日割り計算させていただきます。〔1 日家賃 1150 円、食事代 1550 円、水道光熱費 500 円〕

* 入院期間中は家賃のみ徴収させていただきます。〔入院日数×家賃〕